

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	平内町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hiranai.aomori.jp/index.cfm/6,0,76.html

執行機関名 平内町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	平内町乳幼児・子ども医療費給付条例(平成5年条例第18号)による乳幼児・子どもの医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		平内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1の項 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例(平成5年条例第18号)による乳幼児・子どもの医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	平内町乳幼児・子ども医療費給付条例(平成5年条例第18号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に <u>養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全やかな成長及び発達並びにその自立が図られること</u> その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、 <u>乳幼児・子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もって乳幼児・子どもの保健及び出生育児環境の向上に寄与すること</u> を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		平内町乳幼児・子ども医療費給付条例(平成5年条例第18号) 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例施行規則(平成5年規則第16号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	平内町乳幼児・子ども医療費給付条例(平成5年条例第18号)第4条 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例施行規則(平成5年規則第16号)第3条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	平内町乳幼児・子ども医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	平内町乳幼児・子ども医療費給付条例施行規則(平成5年規則第16号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請者に係る市町村民税に関する情報

事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	平内町乳幼児・子ども医療費給付条例施行規則(平成5年規則第16号)第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	平内町乳幼児・子ども医療費の更新申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	平内町乳幼児・子ども医療費給付条例施行規則(平成5年規則第16号)第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--